

様式第1号（第7条関係）

省エネ家電買換支援補助金交付申請書

年 月 日

日置市長 様

申請者 住所  
氏名  
連絡先

省エネ家電を購入し、及び設置したので、次のとおり省エネ家電買換支援補助金を交付くださるよう、関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、裏面1の全ての事項について誓約し、及び同意します。	はい ・ いいえ
----------------------------------	----------

購入した家電 (どちらかに○)	エアコン ・ 冷蔵庫
製品型番及び 省エネ基準達成率	製品型番 省エネ基準達成率
購入店舗等名称 及び所在地	名称 所在地
購入年月日	年 月 日
省エネ家電の購入及び 設置に要した費用 (税抜価格)	円
補助金交付申請額	円

振込先

金融機関名	銀行・金庫 信組・農協 漁協・信漁連 その他 ( )	本店・支店 本所・支所 出張所・本店営業部 その他 ( ) ※ゆうちょ銀行の場合は、3桁の店番を記入
預金種別	普通・当座 その他 ( )	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

(裏面に続く)

(裏)

- 1 申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。
  - (1) 申請書（関係書類を含む。）の内容に虚偽がないこと。
  - (2) 交付要件を確認するため、市が私の世帯状況、市税等の納付状況等について公簿の確認その他必要な調査を行うこと。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
  - (4) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金等の交付を受け、購入するものでないこと。
  - (5) 転売を目的とした購入でないこと。
  - (6) 市が補助金の交付事務の適正な執行を図るため必要があると認める報告の求め又は調査に応じること。
  - (7) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助金の交付後に交付要件に該当しないことが判明したときは、補助金を市に返還すること。
  - (8) 環境省の省エネ製品買替ナビゲーション「しんきゅうさん」(<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>)を活用し、買換えによる効果を確認すること。
  - (9) 補助金の額が交付申請額と同額で確定された場合は、この書類を当該確定日を請求日とする請求書として市が取り扱うこと。
- 2 関係書類
  - (1) 補助対象経費が確認できる領収書又はレシートの写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの
    - ア 購入日（令和8年6月1日以後の日付であること。）
    - イ 購入店舗等の名称及びその所在地
    - ウ 購入した省エネ家電名及び型番
    - エ 購入費用の合計額及びその内訳
  - (2) 製造事業者が発行した保証書の写し
  - (3) 省エネルギー基準達成率が確認できるカタログの写し等
  - (4) 対象省エネ家電の設置後の写真
  - (5) 家電リサイクル券（特定家庭用機器再商品化法第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）（排出者控え）の写し
  - (6) 本人確認資料（個人番号カード又は運転免許証等の写し）
  - (7) 振込先が確認できる通帳、キャッシュカード等の写し